

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正(案) 概要

1 改正の趣旨

本県では、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、もって県民の安全の確保に資することを目的に、本年6月に福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）を施行し、土砂等の埋立て等について必要な規制を行っている。

一方で、使用される土砂等及び埋立て等後の土地の土壌汚染の観点からの安全性については、既存の土壌汚染対策法や福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例によっては担保されない。

このため、使用される土砂等について汚染の有無を搬入前に確認することに加え、埋立て等がなされた土地についても汚染状況の調査や措置を求めることで、「汚染物質を含む土砂等による埋立て等」を防ぎ、県内の生活環境の保全に資することを目的として、土砂条例を改正しようとするものである。

表1 現行法令の土壌の汚染の防止に係る規制

	土壌汚染対策法	福島県産業廃棄物等の適正化に関する条例
土壌汚染に係る規制内容	<ul style="list-style-type: none">・土壌汚染のおそれがある場合等の調査義務・土壌汚染対策措置・汚染土壌の搬出、処理	<ul style="list-style-type: none">・土壌汚染対策法に基づく指定区域外で判明した汚染土壌の処理（土壌汚染対策法の横出し）
規制の趣旨	<ul style="list-style-type: none">・土壌汚染状況の把握・汚染土壌の拡散防止	<ul style="list-style-type: none">・土壌汚染対策法で規制されない汚染土壌の適正処理
搬入土砂の安全性の確認	<ul style="list-style-type: none">・なし	<ul style="list-style-type: none">・なし

2 主な改正の概要

(1) 目的

目的に土壌の汚染の防止に係る文言を追加する。

(2) 土砂等の搬入の届出

3,000m²以上の土砂等の埋立て等の行為者（土砂条例又は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可を受けた者を含む。以下同じ。）に対し、土砂等の分析表等を添付した事前の届出を義務付ける。

(3) 土壌の調査等

3,000m²以上の土砂等の埋立て等の行為者に対して、埋立て等の実施中及び埋立て等完了後に当該区域の土壌調査を義務付ける。

(4) 安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止、措置命令

安全基準^{*}に適合しない土砂等の埋立て等及び当該埋立て等に係る土地の提供を禁

止するとともに、使用されていることが確認された場合には、行為者、土地所有者等に対し、安全基準に適合しない土砂等の撤去等に係る措置を命ずることができるものとする。

※ 環境基本法第16条第1項に基づく土壌環境基準に準じた別紙の基準

(5) 許可取消し等

許可取消し等の対象に土砂等の搬入届出義務違反等を追加する。

(6) 罰則

罰則の対象に土砂等の搬入届出義務違反等を追加する。

表2 盛土規制法及び現行の土砂条例並びに改正後の土砂条例の比較

		盛土規制法	土砂条例（現行）	土砂条例（改正後）	
目的		・災害の発生の防止	・災害の発生の防止	・災害の発生の防止 ・土壌の汚染の防止	
区域		・県全域 宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	・県全域 左記区域は適用除外	・県全域 同左※ ※ 土壌の汚染の防止に係る規定は適用	
主な規制内容	災害発生の防止（許可）	規模	・一定の高さ超 ・面積 500m ² 又は 3,000m ² 超	・面積 3,000m ² 以上 同左	
		行為	・盛土・切土 ・堆積	・盛土・切土 ・堆積 ・土地の埋立て	・土地の埋立て※ ※ 盛土・切土・堆積は適用除外
		基準	・盛土や堆積の高さ ・法面の勾配 ・盛土の安定計算の実施 ・崖面崩落防止施設の設置	・盛土や堆積の高さ ・法面の勾配	同左
	土壌の汚染の防止（届出）	規模	—	—	・面積 3,000m ² 以上
		行為	—	—	・盛土・切土 ・堆積 ・土地の埋立て
		基準	—	—	・安全基準への適合
許可取り消し等		・不正の手段による許可取得等	・不正の手段による許可取得 等	・不正の手段による許可取得 ・土砂等搬入無届出 ・土壌調査義務違反等	
罰則		・無許可工事 等	・無許可工事 等	・無許可工事 ・土砂等搬入無届出 ・土壌調査義務違反等	

3 改正のスケジュール

令和7年4月公布予定。公布から一定の周知期間を設けた上で施行する。

項目	溶出量基準 (mg/L)	含有量基準 (mg/kg)
四塩化炭素	0.002 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
ジクロロメタン	0.02 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	—
ベンゼン	0.01 以下	—
クロロエチレン	0.002 以下	—
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)
水銀及びその化合物	0.0005 以下	15 以下
水銀及びその化合物 のうちアルキル水銀	検出されないこと	15 以下
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
シマジン	0.003 以下	—
チオベンカルブ	0.02 以下	—
チウラム	0.006 以下	—
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
有機りん化合物	検出されないこと	—
1,4-ジオキサン	0.05 以下	—